

解散公告 (第二回)

当法人は、令和八年一月七日福島地方裁判所会津若松支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

福島県会津若松市湊町大字共和乙一三〇五番地
清算人 弁護士 川瀬 裕之
複教湊分院教会

連絡先 福島県会津若松市大町一丁目九番
二七号佐藤ビル二階
弁護士法人れいわ総合法律事務所

解散公告 (第二回)

当法人は、福島地方裁判所郡山支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

福島県郡山市本町七番地
宗教法人神習教心睦講社

（お申出先 福島県郡山市開成三丁目八番
八号OKINOBIL一〇三号室吉田健祐法
律事務所宛付）
清算人 吉田 健祐

解散公告 (第二回)

当法人は、定款で定める解散事由の発生により令和七年十一月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目四〇番五
号野口ハイツ一階
医療法人社団恵真会
清算人 菅田 恵未

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年十二月二十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

富山県中新川郡立山町西大森二七三
信行寺
代表清算人 村井 哲也

解散公告 (第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

大阪府八尾市天王寺屋三丁目一一二番地
医療法人清征会
清算人 金子紳一郎

解散公告 (第二回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

島根県益田市多田町一九七番地二
宗教法人日本山妙法寺益田小僧伽
清算人 川岸 孝司

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年十一月二十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

愛媛県越智郡上島町岩城二二三番地一
医療法人社団岩城診療所
清算人 福井 敦子

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年八月二十三日開催の社員総会決議及び島根県知事の認可により、令和八年一月九日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

島根県安来市荒島町一七二八番地六
医療法人 森脇医院
清算人 森脇 順子

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年六月十八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

福岡市中央区大名二丁目四番三〇号西鉄赤坂ビル八F
医療法人ストレスケア義村クリニク
清算人 義村 勝

解散公告 (第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

鹿児島市上福元町三九九七番地一
医療法人福富歯科医院
清算人 福富 博

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年八月二十三日開催の社員総会決議及び島根県知事の認可により、令和八年一月九日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年二月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
BTホールディングス株式会社
代表取締役 松岡 修

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年八月二十三日開催の社員総会決議及び島根県知事の認可により、令和八年一月九日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://k.secure.free.co.jp/companies/765050/announces>
令和八年二月二十四日
東京都目黒区目黒本町二一四一四
株式会社L O O V
代表取締役 内田 雅人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億四千四百一十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十四日
北海道河東郡上士幌町字上士幌東三線二三九番地
ナカタ株式会社
代表取締役 中田 博文

第 57 期 決 算 公 告

令和8年1月30日

東京都中央区銀座一丁目16番1号

アプロス株式会社

代表取締役 鳥星 孝行

貸借対照表の要旨 (令和7年11月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	921,191	流動負債	244,011
固定資産	50,442	固定負債	10,050
		退職給付引当金	233,961
		賞与引当金	10,085
		賞与引当金	10,085
		賞与引当金	717,535
		賞与引当金	90,000
		賞与引当金	627,535
		賞与引当金	15,160
		賞与引当金	612,375
		賞与引当金	(16,547)
資産合計	971,633	負債・純資産合計	971,633